

平成 24 年 10 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 171)

1. 厚生労働省インジウム化合物等を特定化学物質に追加

厚生労働省では、「有害物ばく露作業報告書」により報告された情報をもとに「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」でリスク評価を行い、その結果によりリスクが許容される範囲を超える作業等を対象に、必要に応じて特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則への追加や健康障害防止のための指針の公表等を行っています。今般、平成 22 年度のリスク評価を経て、「平成 23 年度化学物質による労働者の健康障害防止処置検討会」の報告を踏まえて、インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその無機化合物の 3 物質を特定化学物質に追加することとし、そのための労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等関係法令を一部改正することにしました。労働安全衛生法施行令は 9 月 20 日に公布されました。平成 25 年 1 月 1 日から施行されます。

【 改正内容の概要 】

(1) 名称等の表示の対象になる物の追加

譲渡または提供時に名称等を表示しなければならない物として、インジウム化合物、エチルベンゼン並びにコバルト及びその無機化合物を追加する。

(2) 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に従事させことのある労働者で現に使用している者に対して行う健康診断の対象業務としてこれら 3 物質を製造し、又は取り扱う業務を追加した。

(3) 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質にこれら 3 物質を追加する。従って、作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施が必要となります。

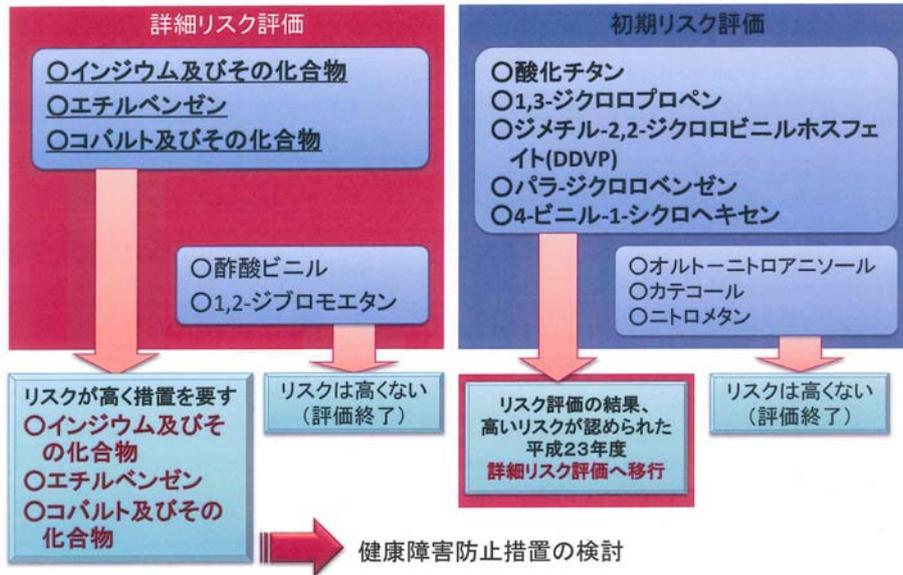
< 3 物質の管理濃度について >

平成 23 年度管理濃度等検討会で、管理濃度の設定について提案されました(平成 24 年 5 月)。

- ・インジウム及びその化合物→設定しない
- ・エチルベンゼン→20ppm
- ・コバルト及びその化合物→コバルトとして 0.02 mg/m³

1. リスク評価結果(13物質)

◆平成23年7月14日公表



2. リスク評価に基づく措置の内容

◆平成23年12月21日公表

○平成22年度の詳細リスク評価の結果、3物質について健康障害防止措置、及びくん蒸作業の対象物質の追加を検討

健康障害防止措置検討会の検討結果 (概要)	
インジウム及びその化合物 <small>※金属インジウムについては溶融を伴う作業に限る</small>	管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じること、呼吸用保護具の義務付けが必要 発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断 等
エチルベンゼン <small>※塗装の作業に限る</small>	第2種有機溶剤等と同様の措置を講じることが必要 発散抑制措置、呼吸用保護具、作業の記録等特化則の特別管理物質と同様の措置 等
コバルト及びその化合物 <small>※触媒として取り扱う作業を除く</small>	管理第2類物質及び特別管理物質と同様の措置を講じることが必要 発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断 等

措置提言を受け、関係法令を改正予定

※平成23年度第2回「化学物質のリスク評価に係る企画検討会」資料より

センター設備紹介 (Vol. 27)

低温灰化装置プラズマリアクターPR300



この装置は、JIS K 3850-1(空気中の繊維状粒子測定方法－第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)に記載されている装置で、酸素をプラズマ化することにより、有機物と酸素を反応・結合・ガス化させて除去することができます。

メンブレンフィルターで捕集された空気中の浮遊繊維状粒子を位相差顕微鏡を用いて計数した場合、石綿以外の無機質繊維、有機質繊維も計数されるため、総繊維濃度と呼ばれています。

この装置で前処理(灰化)することにより、メンブレンフィルター及び有機質繊維を除去することができるため、無機質繊維のみを計数することができます。さらに位相差・分散顕微鏡法で分析を行うことで、石綿繊維のみを計数することが可能となります。処理中の発熱は最高でも200℃前後ですので、400℃近辺から結晶水を失い始めるクリソタイルにも、熱によるダメージを与えません。

当社で稼働率が高い装置の一つとして、大活躍しております。

御質問、問合せは、営業・総務グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。